東近江市地理情報システム基盤地図修正業務
仕様書

第１章　総　　則

１　適用範囲

本仕様書は、東近江市都市計画課（以下「発注者」という。）が実施する「東近江市地理情報システム基盤地図修正業務」（以下「本業務」という。）に適用するものである。

２　目的

本業務は、既存の航空写真データをもとに東近江市域の都市計画基本図データ（レベル2500）を修正するとともに、これを運用する東近江市統合型地理情報システム(PasCALforLGWAN 統合型、PasCALWeb 固定資産、ArcGIS)にデータをインストールするものとする。また、日常業務の効率化、高度化、窓口業務の迅速化及び統計処理等の簡素化を図り、市民サービスの向上を目指すことを目的とする。

３　履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和９年３月26日までとする。

４　業務概要

本業務の業務概要は次のとおりとする。

(1) 作業計画
(2) 現地調査・現地補測
(3) 修正数値図化
(4) 修正数値編集
(5) 検査・点検測量
(6) 数値地形図データファイル更新
(7) 測地成果2024対応
(8) 地図縮小編纂
　ア　地図縮小編纂(10,000分の１)
　イ　地図縮小編纂(25,000分の１)
　ウ　地図縮小編纂(50,000分の１)
　工　地図縮小編纂(100,000分の１)
(9) 打合せ協議

(10) システム環境設定

5　準拠法令等

本業務は、本仕様書によるほか、次に挙げる関係法規に準拠し作業を実施すること。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）
(2) 東近江市保有個人情報等取扱規程
(3) 東近江市財務規則
(4) 測量法（昭和24年法律第188号）
(5) 国土交通省公共測量作業規程（平成28年３月国国地発190号）
(6) 国土交通省公共測量作業規程の準則（国土交通省告示413号、平成20年４月）
(7) 東近江市公共測量作業規程
(8) 国土地理院「地理情報標準プロファイル(JPGIS)2014」（平成26年４月）
(9) 国土地理院「品質の要求、評価及び報告のための規則」（令和元年７月）
(10) その他関係法令

6　貸与資料

(1) 発注者は、本業務に必要な資料及びデータを本業務の受注者に貸与することとする。受注者は、破損、紛失、盗難等の事故のないように貸与資料を管理し、本業務の完了後は速やかに返却することとする。また、貸与資料は本業務以外に使用することを禁止する。
(2) 貸与資料は以下のとおりとする。
ア　都市計画基本図関連データ　１式
イ　Ｒ８地形図修正対象箇所 shape データ
ウ　令和７年度撮影空中写真画像データ、空中三角測量成果、オルソ画像データその他必要な測量成果　１式
工　公共施設リスト、工事等に伴う国及び県道の平面図データ、町丁目界データ等修正に必要な資料又はデータ
オ　その他本業務に必要となるデータ及び資料　１式
(3) 受注者は、本業務において作成した複製資料は、業務完了後裁断処分することとする。また、台帳データのバックアップ等については、削除することとする。

なお、質疑応答等のためにやむを得ず受注者において保管する必要がある場合については、発注者の承認を得ることとする。

7　提出書類

(1) 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者に以下の書類を提出し、発注者の承認を得ることとする。

ア　業務実施計画書

イ　業務実施工程表

ウ　着手届

エ　主任技術者届、経歴書及び資格証の写し

オ　現場代理人届、経歴書及び資格証の写し

カ　照査技術者届、経歴書及び資格証の写し

キ　機密保持契約書（別紙１）

ク　データ消去報告書（任意様式）

ケ　その他発注者が指示するもの

(2) 発注者は、本業務の実施に当たり、監督員通知書を受注者に提出することとする。

(3) 受注者は､当該計画を変更する場合については､発注者に通知するとともに、その承認を得ることとする。

8　実施体制

(1) 受注者は、業務を円滑かつ確実に実施するために、適切な実施体制を整えなければならない。

(2) 受注者は、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として、主任技術者を選任しなければならない。

(3) 主任技術者は、測量法第49条に基づく登録をされた測量士であること。

(4) 照査技術者は本業務に精通し、空間情報総括監理技術者の有資格者であること。

(5) 本業務の打合わせに際しては、主任技術者の同席により実施すること。

(6) 受注者は、打合せ後に打合せ記録簿を作成し、相互に確認することとする。また、成果品納入時もこれを提出すること。

9　工程管理

受注者は、業務実施計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

10　打合せ協議

着手時、中間時及び成果品納品時の計３回打合せ協議を行うものとする。

なお、業務遂行時におけるデータ内容の確認等、発注者又は受注者が必要と判断した場合には、適宜協議を行うものとする。打合せは状況により適宜 Web 会議等を活用し、実施することとする。

11　諸事故の処理

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、受注者の責任において解決すること。

受注者は、発生原因、経過及び内容を速やかに発注者に報告することとする。

12　関係機関への諸手続

(1) 本業務の遂行に当たり、国土交通省国土地理院への公共測量実施計画書、公共測量成果の提出等の手続については、発注者と受注者双方で協議の上行う。

(2) その他必要となる手続については、発注者と受注者双方で協議の上行う。

13　土地の立入り

受注者は、業務遂行のため第三者所有の土地、施設等に立入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地又は施設所有者の了解を得て作業を行わなければならない。

14　情報管理

(1) 受注者は、本業務により知り得た事項について、その一切をほかに漏らしてはならない。

(2) 受注者は、JISQ27001(ISMS:情報セキュリティマネジメントシステム）、ISO/IEC 27017（ISMS クラウドセキュリティ）及びプライバシーマークの認証（認定）を本業務の作業拠点で取得した者で、セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏えいがないよう徹底した管理を実施できる者でなければならない。

(3) 受注者は、別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

15　損害賠償及び紛争

本業務遂行中に、受注者が第三者に与えた損害及び第三者から受けた損害については、全て受注者の責任において処理解決するものとする。

16　成果品の帰属

本業務において作成された成果品の版権は、全て発注者の管理及び帰属とする。

17　契約不適合責任

業務完了後、納入成果品に不良箇所が発見された場合については、工期より2年間は、受注者の責任において無償で修正を行うこととする。

18　検査

受注者は、業務完了後、速やかに所定の成果品を提出し、主任技術者又は担当技術者立会いの上、検査を受けることとする。

19　疑義

本業務の実施に当たり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方で協議の上、発注者の指示を受けることとする。

第２章　情報セキュリティ基本方針

１　基本方針

本業務を遂行するに当たり基本的方針を下記に示す。

(1) 作業に携わる者は、必ず機密保持誓約書に署名及び押印すること。

(2) 作成した複製資料は、裁断処分することとし、データのバックアップは、削除すること。

(3) 外部記録媒体を利用する場合は、作業開始前と完了時に監督職員が中身を確認し、本業務に関係のないデータが入っているかどうかを確認すること。万が一、業務と関係のないデータが発見された場合は、その場で全て消去すること。当該装置において業務の目的以外でデータを記録及び保管することは厳禁とする。

(4) 受注者は、資料（特に個人データ関係）を授受する際は、下記事項を遵守することとする。

・データを授受するための外部記録媒体は、媒体自体に暗号化機能付きの USB-HDD を活用することとする。

・搬送時は、キャリングバッグ（施錠付き）に外部記録媒体を格納することとする。

第３章　データ整備基本方針

１　基本方針

本業務を遂行するに当たりデータ整備基本的方針を下記に示すものとする。

(1) 発注者が保有する既存データを最大限に利用して、重複データ取得を行わないこととする。

(2) 構築された数値地形図データは、庁内の全庁的な共通データとして容易に相互利用ができ、均質な統一性のとれたデータとすること。データ形式は、Shapeファイルとする。

(3) 構築されたデータは、多様なシステムで利用できるよう汎用性が高い地図データとする。

第４章　修正数値図化

１　作業計画

受注者は、本業務の実施に当たり、発注者と協議し、合理的かつ能率的に業務を遂行するために必要な各工程における基本方針を定め、細部計画を立案するものとする。

２　現地調査・現地補測

発注者の提供する「Ｒ５地形図修正対象箇所 shape データ」を修正対象とし、過年度の数値地形図データの出力図及び貸与を受けた撮影画像を2500分の１に引き伸ばした写真図等に反映させ、それらを現場に携行し、各種表現事項、建物等の名称を現地において調査、確認を行い、修正数値編集作業の基礎資料を作成するものとする。

３　修正数値図化

(1) 発注者の提供する「Ｒ８地形図修正対象箇所 shape データ」及び前条の結果に基づき、貸与を受けた航空写真撮影成果データを使用し、写真測量（デジタルマッピング）手法により、所定の精度を保持できる性能を有するデジタルステレオ図化機を用いて、経年変化箇所の地形地物の座標を測定し、地図情報レベル2500の精度を保持し、地形データをデジタル形式で取得すること。

(2) 更新するデータは、真位置において取得し、転位は行わないものとする。また、家屋にかかる等高線、立体交差部の道路等については、陰線処理を行うものとする。

(3) 取得した修正数値図化データは、更新履歴を付加するものとする。また、この更新履歴を使用して変更箇所が判別できるようにカラー出力を行い、更新データの取得漏れ及び表現分類コードの間違いの修正を行うものとする。資料収

集に基づき抽出された変更箇所は、発注者と受注者双方で協議の上、最終的な更新箇所の確認を行うものとする。

4　修正数値編集

(1) 旧数値地形図データと修正数値図化作業で取得した更新データとの整合を図り、編集装置を用いて新たな数値地形図データを作成するものとする。

(2) 現地で調査した注記情報及び撮影後経年変化箇所についての貸与データを、編集装置を用いて取り込み、データ編集を行うこと。修正数値編集で更新したデータについては、更新履歴を付加するものとする。

(3) 編集装置を用いて注記、行政界、地区界等の修正を行うものとする。

なお、編集した修正数値編集データはカラー出力を行い、更新データの取得漏れ、表現分類コードの間違い及び注記の修正を行うものとする。

5　検査・点検測量

国土地理院発行の点検プログラム(PSEA)を活用し、修正数値編集後のデータの論理点検を行うものとする。点検する主な項目は以下のものとする。

(1) 家屋、道路のデータにおいて、図形の起終点座標値や連続化の点検

(2) 表現分類コード、点、線、面等図形形態の点検

(3) 図郭間接合による図形データの整合及び分類コードの整合

(4) データ様式及び記述内容

6　数値地形図データファイル更新

(1) 貸与する製品仕様書に基づき、数値地形図データファイルを作成し、電子記録媒体へ記録するものとする。

(2) 間断区分、図形区分及び転移区分、数値地形図データファイルフォーマット仕様書に従ったデータを作成するものとする。

(3) 数値図化及び数値編集時に付加した更新履歴も漏れなく記述するものとする。数値地形図データファイル管理及び利用において、必要となる事項を記述した数値地形図データファイル説明書を作成するものとする。

7　品質評価

修正された成果品について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価するものとする。評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、受注者の責任において、修正を行うものとする。

８　測地成果2024対応

新たな標高体系に基づく測地成果2024に対応した標高成果へ改定するため、以下の対応を実施することとする。

(1) 基本基準点の標高値の入替え

(2) 数値図化機により測定された標高点について、国土地理院発行のパラメータを使用し、標高値を変換(改算)し、改算後の標高値へ更新

９　地図縮小編纂

前条で更新された都市計画基本図データ(2,500分の１)を、10,000分の１、25,000分の１、50,000分の１及び100,000分の１に縮小編纂して地形図データを作成するものとする。それぞれに必要な植生・建物記号・注記等の情報について、縮尺相当に応じた間引き処理及びデータ再配置を行うものとする。その他、印刷した際に判読できない地形を必要に応じて間引き処理を実施するものとする。

(1) データフォーマットは、基本的にはShapeファイル形式とする。

(2) 等高線データとの整合を図ること。

(3) ファイル構成及びデータ定義については、別添データ定義書のとおりとする。

(4) 各レイヤは、全域を統合し１つのファイルとする。

10　システム環境設定

前条までに作成された都市計画基本図データは、東近江市地理情報システム「PasCAL for LGWAN統合型、PasCALWeb固定資産、各ArcGIS」のデータサーバにインストールするものとする。データ更新を行う日時においては、職員の業務の妨げとならないように発注者と受注者双方で協議の上、決定するものとする。セットアップを行う際に、データに起因して発生した不具合については、受注者が責任を持って対処するものとする。

11　業務報告書作成

本業務を完了する際に、業務報告書として以下の書類を納品するものとする。

第５章　納入成果品

１　納入成果品

本業務で納入する成果品は以下のとおりとする。また、原則として最終成果品を納入する前に、成果図面等の様式、部数等について、発注者と受注者双方で協

議の上、決定することとする。データ納品は、システム設定も含むものとする。

項目名	成果品名	数量
(1) 東近江市更新数値地図データレベル2500	①数値地形データファイル	1式
(2) 東近江市地理情報システム用データ	① 1/2,500システム用データ	1式
	② 1/10,000システム用データ	1式
	③ 1/25,000システム用データ	1式
	④ 1/50,000システム用データ	1式
	⑤ 1/100,000システム用データ	1式
(3) 業務報告書	①業務報告書（打合せ記録簿含む）	1冊

別紙１

機密保持誓約書

東近江市長　小椋正清　様

私は、「東近江市地理情報システム基盤地図修正業務」で職務上知り得た個人情報等の機密情報を現在の職にある時又はこの職を退いた後において、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないことをかたく誓います。

令和　　年　　月　　日

氏　　名　　印

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者（以下「乙」という。）は、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）並びに東近江市（以下「甲」という。）の定める東近江市保有個人情報等取扱規程（令和５年東近江市訓令第２号）及び東近江市情報セキュリティ対策基準（平成27年東近江市訓令第42号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　乙は、本件事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（従事者等への監督及び教育）

第３条　乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る事務の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第４条　乙は、本件事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用の禁止等）

第５条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務に関して知り得た個人情報を本件事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第６条　乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第７条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙が本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を

持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第８条　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件事務を効率的に処理するため、乙の管理下において使用する場合はこの限りでない。

（資料等の返還等）

第９条　乙は、本件事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（個人情報の取扱いの委任の禁止等）

第10条　乙は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再受任者」という。）に取り扱わせる場合（以下「再委任」という。）は、乙は、再受任者に第１条から前条までの規定及びこの契約に基づく個人情報の取扱いに係る一切の義務を遵守させるとともに、再受任者との契約の内容にかかわらず、甲に対して再受任者による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

３　乙は、再委任をする場合において、再受任者との間で締結する契約書等に第１条から前条までの規定を明記しなければならない。

４　乙は、再委任をする場合は、発注する事務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再受任者に対し適切な管理及び監督を行うものとする。

（従事者等の明確化）

第11条　乙は、従事者等を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条　乙は、本件事務に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条　乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故報告義務）

第14条　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

２　乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を甲に報告しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（再受任者の報告義務）

第15条　第11条から前条までの規定は、再受任者に再委任をする場合について準用する。この場合において、当該再受任者の甲に対する報告は、乙がとりまとめ、行うものとする。

（実地調査）

第16条　甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙に対し再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査するよう指示することができる。

（勧告）

第17条　甲は、乙及び再受任者の本件事務に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、乙に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（契約の解除及び損害賠償）

第18条　甲は、前条の勧告による必要な措置をとらないときその他乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第19条　乙は、本件事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

令和８年度　東近江市地理情報システム基盤地図修正業務　　当初実施　設計書

個所　　東近江市全域

一金　　円也　　内消費税及び地方消費税相当額　　円

設計内容

・地形図データ修正
・システム環境設定：１式
・地図縮小編纂（１/10,000、１/25,000、１/50,000、１/100,000）：１式
・測地成果2024に対応
※令和７年度に東近江市資産税課で取得した撮影成果を活用して図化

滋賀県東近江市

内　　訳

項目	種　別	細　別	数　量	単位	単　価	合　計	摘　要
直接人件費							①
	数値図化　レベル2500						
		作業計画	4.0	ｋ㎡			第１号単価表
		現地調査	4.0	ｋ㎡			第２号単価表
		数値図化	4.0	ｋ㎡			第３号単価表
		数値編集	4.0	ｋ㎡			第４号単価表
		補測編集	4.0	ｋ㎡			第５号単価表
		数値地形図データファイル更新	4.0	ｋ㎡			第６号単価表
		測地成果2024対応	1.0	式			第７号単価表
	地図縮小編纂(システム用データ作成)						
		地図縮小編纂（1/10,000）	1.0	式			第８号単価表
		地図縮小編纂（1/25,000）	1.0	式			第９号単価表
		地図縮小編纂（1/50,000）	1.0	式			第１０号単価表
		地図縮小編纂（1/100,000）	1.0	式			第１１号単価表
	打合せ協議		1.0	式			第１２号単価表
	システム環境設定		1.0	式			第１３号単価表
間接費							②
	諸経費		1.0	式			
合　計							①＋②

第１号　　単価表　　作業計画　　20.0 ｋ㎡当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			
材料費			式	1.0			
通信運搬費			式	1.0			
合計							

第２号　　単価表　　現地調査　　20.0 ｋ㎡当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			
材料費			式	1.0			
通信運搬費			式	1.0			
合計							

第３号　　単価表　　数値図化　　20.0 ｋ㎡当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			
材料費			式	1.0			
通信運搬費			式	1.0			
合計							

第４号　　単価表　　数値編集　　20.0 ｋ㎡当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			
材料費			式	1.0			
通信運搬費			式	1.0			
合計							

第５号　　単価表　　補測編集　　20.0 ｋ㎡当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			
材料費			式	1.0			
通信運搬費			式	1.0			
合計							

第６号　　単価表　　数値地形図データファイル更新　　20.0 ｋ㎡当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
機械経費			式	1.0			
材料費			式	1.0			
通信運搬費			式	1.0			
合計							

第７号　　単価表　　測地成果2024対応　　1.0 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
合計							

第８号　　単価表　　地図縮小編纂（1/10,000）　　1.0 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
合計							

第９号　　単価表　　地図縮小編纂（1/25,000）　　1.0 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
合計							

第10号　　単価表　　地図縮小編纂（1/50,000）　　1.0 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
合計							

第11号　　単価表　　地図縮小編纂（1/100,000）　　1.0 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
	測量助手		人日				
合計							

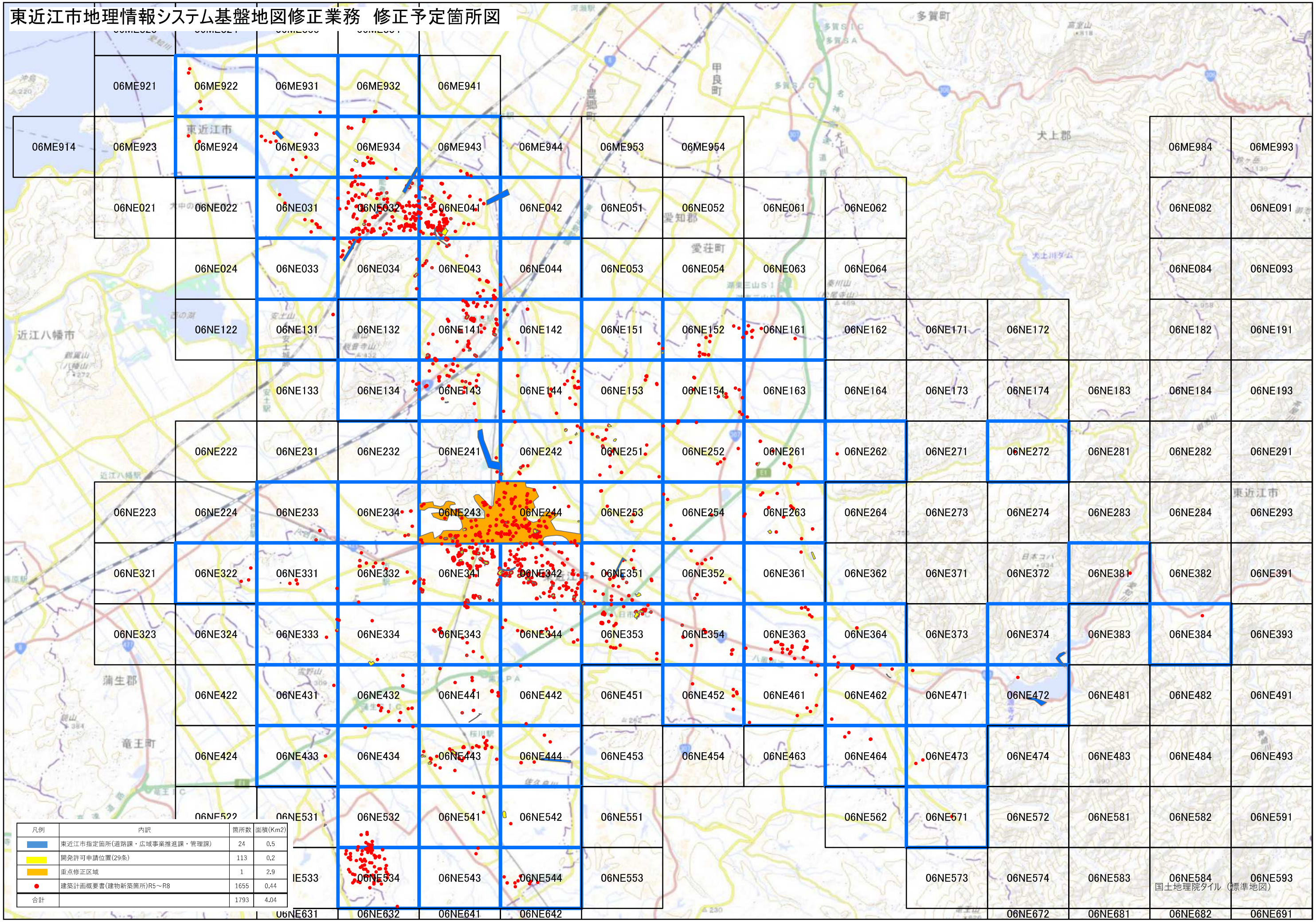
第12号　　単価表　　打合せ協議　　1.0 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
合計							

第13号　　単価表　　システム環境設定　　1.0 式当り単価表

項　目	名　称	規　格	単　位	員　数	単　価	金　額	摘　要
人件費							
	測量主任技師		人日				
	測量技師		人日				
	測量技師補		人日				
合計							

東近江市地理情報システム基盤地図修正業務　修正予定箇所図



凡例	内訳	箇所数	面積(Km2)
	東近江市指定箇所(道路課・広域事業推進課・管理課)	24	0.5
	開発許可申請位置(29条)	113	0.2
	重点修正区域	1	2.9
●	建築計画概要書(建物新築箇所)R5～R8	1655	0.44
合計		1793	4.04